

令和8年度予算案における 地域大学振興関係事業について

文部科学省 高等教育局 大学振興課 地域大学振興室



文部科学省

令和8年度予算案における 地域大学振興関係事業について

令和8年1月26日

文部科学省 高等教育局 大学振興課 地域大学振興室

「知の総和」答申を踏まえた地域大学振興の推進

令和8年度予算額（案）

8億円
(新規)

● 背景・課題

- ✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るために、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- ✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や 地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るためにの施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

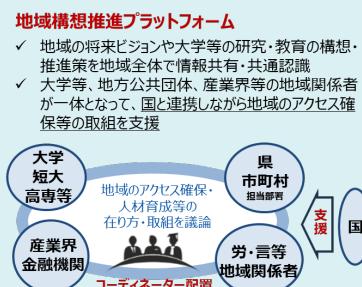
【令和8年度予算額（案） 7億円（新規）】

- 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施
- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×7,000万円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。



都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

【令和8年度予算額（案） 0.8億円（新規）】

- 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進
- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】3件×2,500万円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開 【令和8年度予算額（案） 0.1億円（新規）】

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

令和8年度予算額（案）

7億円
(新規)



● 背景・課題

- 急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。
- このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。
- 地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、地域にとって真に必要かつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保のため、各地域の大学間・产学官金等間の連携推進方策を講じる必要。

- 大学進学者数推計
(2024年) 約63万人⇒**2040年には約3割減少**
- 大学進学時の都道府県別流入・流出者
⇒ (2024年) **38道県で流出超過**
(出典) 文部科学省調べ
- 若い世代が出身地域を離れた理由
⇒ 男女ともに、「**希望する進学先が少なかったから**」が最多の理由 (出典) 内閣府調べ

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

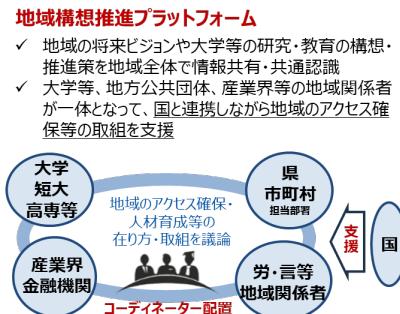
◆事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした产学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 議論を行う協議体に配置される大学間・产学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。
- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×7,000万円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。



アウトプット（活動目標）

- モデル事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- 目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

長期アウトカム（成果目標）

- PFでの議論を踏まえて、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行う大学の数

【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの変革



プラットフォームでの議論

- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



- 探求學習への協力等
- 地元での就職
- 地方大学への進学

- 連携開設科目的設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



(担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室)

「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

- 大学進学者数の大幅減
(約63万人(2024)→約3割減(2040))
→各地域の高等教育へのアクセス
や、地域産業や社会・生活の基盤
に大きな影響のおそれ

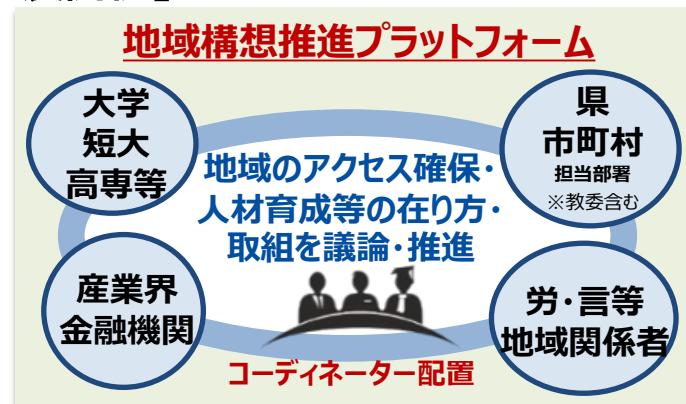
【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

- 地域の人材需給や産業界のニーズ等
を踏まえた、**高校改革と連動した大学
改革**（教育組織・カリキュラム改革等）

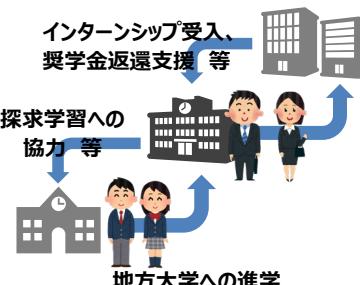


※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携
による人材交流・循環の促進に関する取組（国内留学等）も展開

- 各地域の高等教育を取り巻く課題、**将来の人才需要、国公私立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有**
- 各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした**実効的な产学官金等連携による人材育成の取組促進**
→各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援



- 高校段階からの**地域の高等教育機関への接続強化**や、自治体等による就職支援等を通じた**地域への人材定着の強化**



- 地元企業や大学のリソース等の結集による**地域の新産業創出**



- 地域アクセス確保のための**大学間の教育研究連携の一層の促進**



都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

令和8年度予算額（案）

0.8億円
(新規)

◆背景・課題

- 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えており、多くの道県で100%未満となっていることに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。
- こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが必要。

◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

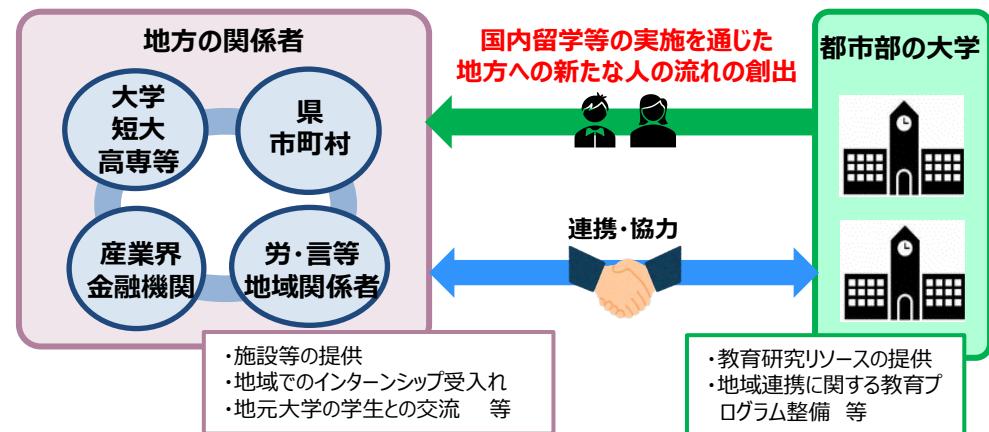
- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィードバックを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】国公私立の大学・短期大学・高等専門学校

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】3件×2,500万円程度

【取組イメージ】



アウトプット（活動目標）

- ・本事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・構築された教育プログラム数

長期アウトカム（成果目標）

- ・採択機関における地方への学生派遣数
- ・学生の受入に協力する地方公共団体数

● 背景・課題

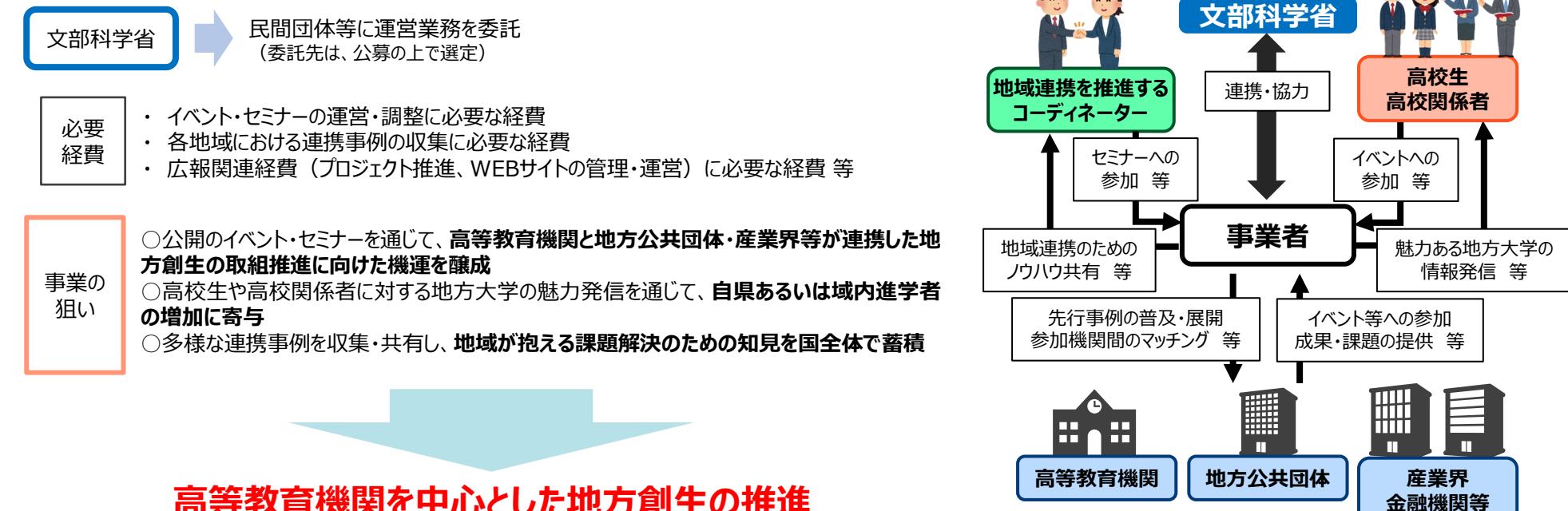
既に地域連携の取組を進めている地方公共団体や高等教育機関においても、「活動内容（何をやるべきか分からない等）」「構成員間の温度差」を運営上の課題として認識。

また、高校生が地元の大学を選択しない主な理由として、行きたい学校が地元には無かった、自分の学びたい分野等を学べる学校が地元には無かったという理由が挙げられており、各大学が自らの魅力づくりに取り組むとともに、その魅力を発信するための場を構築することが必要。

◆事業内容

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を行う。

◆事業スキーム



地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※1については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

<大学設置基準における主な特例対象規定>

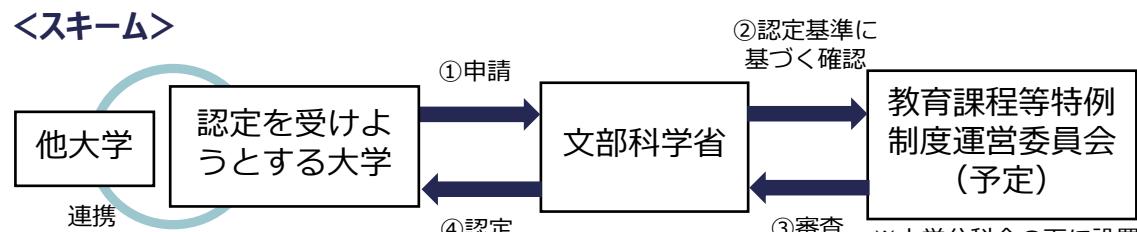
第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号（基幹教員）／第19条第1項（授業科目の自ら開設）／第28条、第29条第2項、第30条第4項（単位互換等の60単位上限）／第32条第5項（遠隔授業の60単位上限） 等

<認定基準>

- 機関としての要件
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
 - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
 - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※2、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

※1専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

※2特別な事情がある場合は個別に考慮予定



- 取組に関する要件
- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
 - ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会（地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定）等と連携して実施されると見込まれること
 - ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

施行期日

- 令和8年1月1日

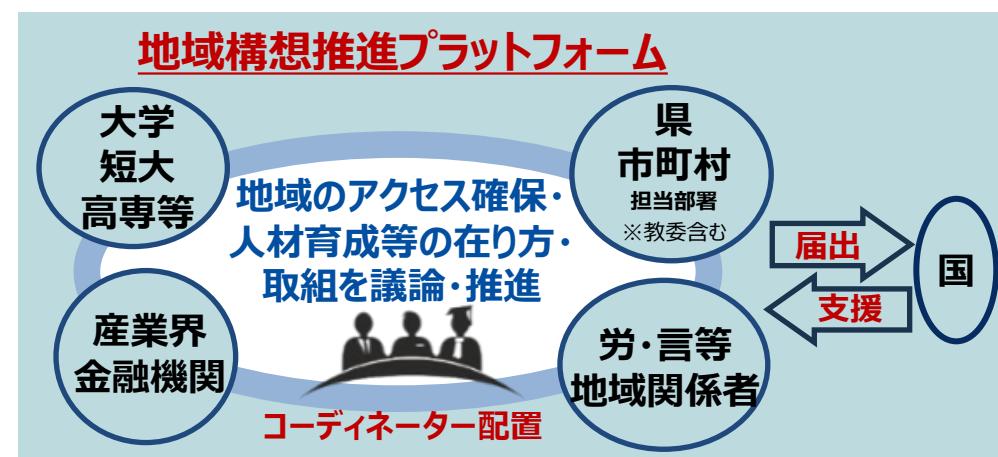
地域構想推進プラットフォームの構築について (地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申以降、各地域において「地域連携プラットフォーム」の構築が進み、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し連携を図る取組が進みつつある
- 今後は、各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成する観点から、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、強い当事者意識のもと、高等教育機関、地方公共団体や産業界等が一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が必要
- このため、「知の総和」答申において、各地域の高等教育を取り巻く状況・課題、将来の人材需要等を踏まえ、地域における高等教育へのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における教育・研究の構想やその推進について、大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が継続的に議論し、実効性のある取組につなげていくための協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築が提言

制度概要

- 大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者は、共同して、地域における高等教育へのアクセス確保に関する構想や、大学等間の連携、地域関係者と連携した教育活動（人材育成等）に関し必要な協議を行うための協議会（地域構想推進プラットフォーム）を組織することができる（※協議会の構成員は協議結果を尊重）
- 以下の措置を講じている協議会は、文部科学大臣に届け出ることができる
 - ・大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が相当数参加するための措置
 - ・地域の関係者間の円滑な情報共有を図るための措置
- 届出を行った協議会は、国に必要な情報提供等協力を求めることができる



施行期日

- 令和8年1月1日

【本件担当】文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室

TEL: 03-6734-3667

E-mail: chiikidaigaku@mext.go.jp

【地域大学振興室との連絡窓口について】

地域大学振興室においては、地方公共団体をはじめ地域の产学研官金等と連携した地域大学振興の取組を推進しているところです。こうした取組に関する連絡窓口として、地域大学振興室と地方公共団体との情報共有や連携強化を目的として、連絡窓口の登録をお願いしております。

(登録フォーム) <https://forms.office.com/r/swRBZSa3Jg>